

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議
					企画振興班

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	1 6 3
		決裁期日	平成 1 8 年 8 月 1 1 日
名 称	第 7 回政策調整会議		
日 時	平成 1 8 年 8 月 1 0 日 ( 木 ) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 5 0 分		
場 所	役場 2 階 審議室		
出席者	田浦助役、佐藤総務課長、尾崎町民生活課長、米田保健福祉課長、小澤産業振興課長、早川建設水道課長、岡崎教育振興課長、深山主査		
内 容	下記のとおり		

## 開 会

### 議長あいさつ ( 田浦助役 )

- ・ 前回に引き続き、旧清富小学校利活用についての方向性を定める協議を行う。
- ・ 方向性の決定後、理事者に説明、さらに町議会・住民への周知を行う。

### 1 清富小学校閉校に伴う今後の活用について

#### [事務局から資料 1 ~ 8 により説明]

( 別添資料：判断要素、フロー図、財産処分、恒久的(暫定的)な利活用、意見募集の素案、職員提案内容、関係法令 )

#### [岡崎課長から前回資料の教育委員会活用計画(案)により説明]

- ・ 宿泊型体験学習施設での利活用を素案として作成した。

#### [協議内容 ( 全体協議 ) ]

- ・ 民間が社会福祉施設として使用する場合、必須整備として多大な改修費用が必要になるが、その投資が財政的に厳しい場合は、可能性が低い。
- ・ 将来的には、地域再生計画を策定して有効利用を図ることを念頭に、当面は現在、活用できうる範囲で活用すべきである。
- ・ 教委の活用計画(案)は理想の計画であり、現状のままで利用方法を検討すべき。

- ・ 現状利用での現実的な施設として、既存条例で位置付けるべき。
- ・ 将来の用途変更をにらみ、現時点では現状施設のままの利活用の位置付けとする。

#### **[方向性と事務作業]**

- ・ 現時点では大規模改修はしない。
- ・ 現状のままで最大限の利用方法を模索する。
- ・ 地域・各種団体による使用方法の洗い出しにより、年間・月間のスケジュール案を作成する。
- ・ 補助金を返還しない対象施設の制約から、転用施設は既存条例により施設を位置付ける。
- ・ 教育振興課、総務課、企画財政課により年度末までのスケジュールを作成し、それぞれの役割分担で作業を進める。
- ・ 上記のスケジュール案作成後、理事者を交え、方向性を決定する。